

## 八戸市病児送迎サービス事業実施要領

### (目的)

第1 この要領は、保育中又は就学中の児童に急な体調不良が生じた際に、仕事等の理由により児童を迎えに行くことが困難な保護者に代わり、八戸市病児保育事業実施要領第3(1)に定める病児保育事業を実施している施設(以下「病児保育施設」という。)の看護師、准看護師、保健師若しくは助産師(以下「看護師等」という。)又は保育士が保育施設等へ迎えに行き、当該保育施設等から病児保育施設へ児童を送り届ける事業(以下「本事業」という。)を実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、病児保育事業を利用する者の利便性の向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2 この要領において「送迎」とは、病児保育施設が看護師等又は保育士を保育施設等へ送り、当該保育施設等から児童を迎え、児童とともに病児保育施設へ戻ることをいう。

### (実施施設)

第3 本事業を実施する施設(以下「実施施設」という。)は、市長が適切と認めたものとする。

### (対象児童)

第4 本事業の対象となる児童は、八戸市病児保育事業実施要領第3(1)①に定める児童のうち、当該児童が通う保育施設等における保育中又は就学中に発熱等の体調不良となった児童であって、保護者が仕事等の理由により保育施設等へ迎えに行くことができず、かつ、病児保育事業の利用が必要な児童とする。

### (送迎方法)

第5 送迎は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業(以下、「タクシー」という。)による方法とする。

### (送迎時の職員配置)

第6 送迎を行うに当たっては、タクシーに実施施設の看護師等又は保育士を1人以上配置するものとする。

### (利用方法)

第7 本事業を利用しようとする児童の保護者は、事前に八戸市病児送迎サービス事業事前登録申請書(別記第1号様式)及び八戸市病児送迎サービス事業利用に関する同意書(別記第2号様式)を実施施設に提出しなければならない。

2 前項の申請書及び同意書を提出した児童の保護者が、本事業の利用を希望するときは、実施施設の利用予約をあらかじめ行うことを必要とする。

(利用の制限及び取消)

第8 実施施設は、児童又は保護者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用を制限し、又は取消することができる。

- (1) 児童が伝染性疾患を有し、他の児童に感染するおそれがあるとき。
- (2) 児童の病状が重く、医療機関による入院又は治療の必要があるとき。
- (3) 利用目的に反する行為があったとき。
- (4) 実施施設の指示に従わないとき。
- (5) その他利用を不相当と認めたとき。

(利用料)

第9 本事業の利用料は、無料とする。ただし、病児保育事業の利用料及び併設医療機関の診察その他必要な検査に要した費用については、本事業を利用する児童の保護者が負担するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月14日から実施する。